

議案第 8 号

朝来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
朝来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 10 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行され、非常勤消防団員等の公務上の損害補償に係る補償基礎額が改められるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

朝来市消防団員等公務災害補償条例（平成17年朝来市条例第236号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

| 改 正 案 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親</u></p> | <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383</u></p> |

族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(5) (略)

4 (略)

(傷病補償年金)

第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

(死亡の推定)

第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が3か月間わからない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

| 階級 | 勤続年数 |
|----|------|
|----|------|

円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2)～(6) (略)

4 (略)

(傷病補償年金)

第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

(死亡の推定)

第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が3箇月間わからない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

| 階級 | 勤続年数 |
|----|------|
|----|------|

| | 10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 団長及び副団長 | <u>13,340円</u> | <u>14,170円</u> | <u>15,000円</u> |
| 分団長及び副分団長 | <u>11,670円</u> | <u>12,500円</u> | <u>13,340円</u> |
| 部長、班長及び団員 | <u>10,000円</u> | <u>10,840円</u> | <u>11,670円</u> |

(略)

| | 10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 団長及び副団長 | <u>12,900円</u> | <u>13,700円</u> | <u>14,500円</u> |
| 分団長及び副分団長 | <u>11,300円</u> | <u>12,100円</u> | <u>12,900円</u> |
| 部長、班長及び団員 | <u>9,700円</u> | <u>10,500円</u> | <u>11,300円</u> |

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の朝来市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた朝来市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害賠償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。